

様式第10

循環型社会形成推進地域計画改善計画書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
輪島市・穴水町地域	輪島市・穴水町・輪島市穴水町環境衛生施設組合	平成26年度～令和2年度	平成26年度～令和2年度

1 目標の達成状況

(ごみ処理)

指標		現状(割合※1) (平成28年度)	目標(割合※1) (令和3年度) A	実績(割合※1) (令和3年度) B	実績/目標※2
排出量	事業系 総排出量 1事業所当たりの排出量	7,516t	6,293t (-16%)	6,319t (-16%)	100%
	生活系 総排出量 1人当たりの排出量	186.6kg/人	181.2kg/人 (-3%)	196.2kg/人 (5%)	108%
	合計 事業系生活系総排出量合計				
再生利用量	直接資源化量	2,101t (13%)	2,081t (14%)	1,721t (12%)	83%
	総資源化量	2,561t (16%)	2,528t (17%)	2,099t (15%)	83%
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)				
最終処分量	埋立最終処分量				

※目標未達成の指標のみを記載。

(生活排水処理)

指標		現状 (平成28年度)	目標 (令和3年度) A	実績 (令和3年度) B	実績/目標※3
総人口		36,462人	34,051人	32,106人	—
公共下水道	汚水衛生処理人口	13,214人	14,871人	12,991人	87.4%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	36.2%	43.7%	40.5%	92.7%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	1,085人	1,047人	881人	84.1%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	3.0%	3.1%	2.7%	89.2%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	7,071人	8,779人	6,737人	76.7%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	19.4%	25.8%	21.0%	81.4%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	15,092人	9,354人	11,497人	122.9%

※目標未達成の指標のみを記載。

2 目標が達成できなかつた要因

(ごみ処理)

(1) 排出量

事業系総排出量については、地場産業が再活性化されたことによる木くずや動植物性残渣等の増加に対して、ごみ減量化に関する啓発活動といった対策を十分に行えなかつたことが主な要因であると考えられる。

生活系1人当たりの排出量については、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、外出自粛により、家庭内で過ごす時間が増えたことが主な要因と考えられる。

(2) 再生利用量

①直接資源化量

資源化ルートとして、民間資源回収ステーションの設置などが構成市町内で増えてきており、量を把握できていないルートでの資源化が行われていることが考えられる。

②総資源化量

中間処理施設で鉄くず等を分別しきれなかつたことや、ごみ固形燃料製造量が減少し、それに伴う RDF 専焼炉からのスラグの生成量が少ないことが考えられる。

(生活排水処理)

(1) 公共下水道

新型コロナウイルス感染症の流行の影響で経済情勢が悪化したことにより、家屋の新築・改築時に、公共下水道を整備する住民が減少したことが考えられる。

(2) 集落排水施設等

単独浄化槽から集落排水施設への移行が進まなかつたことが考えられる。

(3) 合併処理浄化槽等

新型コロナウイルス感染症の流行の影響もあり、経済情勢の悪化等の影響で、単独浄化槽からの切り替え等が計画通り進まなかつたことが考えられる。

(4) 未処理人口

公共下水道、浄化槽の整備・普及が遅れたことが未処理人口の増加に繋がつたことが考えられる。

3 目標達成に向けた方策

目標達成年度 令和8年度まで（輪島市・穴水町地域循環型社会形成推進地域計画「第2次」の期間）

(ごみ処理)

(1) 排出量

事業系総排出量については、事業者に対して、個別訪問指導や施設搬入時の検査などを重点的に実施してごみ減量化に対する意識を高められるよう努める。

生活系1人当たりの排出量については、食品ロス削減等による生ごみ減量施策の推進、もえるごみに含まれる資源古紙等の資源化物の分別啓発、ごみの減量や資源化にかかる周知啓発の強化などの取り組みを推進する。

(2) 再生利用量

①直接資源化量

缶・びん等、金属類の分別率向上を図るため、広報誌やH P等により分別方法の周知徹底を行う。古紙類に関しても、可能な限り資源化するよう周知する。また、資源化ルートの現状を把握し、再生利用量の正確な把握手法について検討を進める。

②総資源化量

鉄くず等の分別を徹底するとともに、周知啓発を行いながら、更なる資源化を推進する。

(生活排水処理)

(1) 公共下水道

広報等で下水道あっせん制度を引き続き周知し、公共下水道の整備を推進する。

(2) 集落排水施設等

引き続き、集落排水事業認可区域での集落排水施設への移行を進め、汚水衛生処理率の向上を図る。

(3) 合併処理浄化槽等

公共下水道等の認可区域外、農業及び林業集落排水事業認可区域外の地域を対象に既存の汲み取り便所及び単独浄化槽から合併浄化槽に改造する場合に補助金が交付することを引き続き周知し、合併浄化槽設置を指導・推進する。

(4) 未処理人口

公共下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽の整備を推進することで未処理人口の減少を図り、公共流域に流れる水の循環を確保し、世界農業遺産の里山里海の保全に寄与するとともに、公衆衛生の維持に努める。

(都道府県知事の所見)

(ごみ処理)

民間拠点回収施設の増など、ごみ処理を取り巻く環境が大きく変化したことを十分に踏まえ、本改善計画書に掲げる取り組み等を着実に実施し、より多くの指標で目標が達成されるよう努められたい。

(生活排水処理)

生活排水処理については、今後、本改善計画書に掲げる取り組み等を着実に実施し、汚水衛生処理人口の向上及び水洗化の普及促進に努められたい。